

石巻市地域互助活動促進事業助成金Q&A

Q1 「市民主体の団体」とはどのような団体のことですか？

【A1】

団体構成員のほとんどが石巻市民で、団体の代表者等も石巻市民であるなど、実質的に石巻市民が活動の中心になっていることが明らかな団体（例えば地域の自治会等）のことです。必ずしも団体構成員全員が石巻市民である必要はなく、目安としては以下のとおりです。

団体構成員のうち市民の割合の目安 ⇒ 8割以上

Q2 助成対象期間「1団体1事業につき3カ年度」とは継続してのことですか？隔年等の実施で通算3年でも大丈夫ですか？

【A2】

助成を受けることができる期間としての3年は、継続して事業を実施した上で、かつ「3カ年度」を意味しているため、隔年実施等は想定していません。

また、1事業につき3カ年度としていますので、複数の事業（送迎支援、買物支援、見守り・声かけ支援、交流・助け合い活動）を実施する場合、それぞれの事業のスタート年度から通算3年となります。

Q3 各事業の助成対象経費中、「茶菓代」とありますが、弁当代や食材代等も対象になりますか？

【A3】

市で実施する他の補助事業では、助成対象経費を茶菓代までとしているため、この助成金でも弁当代を対象とはしていません。

しかし、単に食事をするのではなく、活動の一環として調理を行い、支援対象者等に食事を提供する場合は食材代については対象となります。

Q4 助成対象団体は「会則、規約等を有すること」を要件としていますが、任意の団体でも規約を定めなければならないのですか？

【A4】

新たに団体を設立しようとする場合に活用していただけるように、会則例を用意し、市ホームページに掲載していますのでご活用ください。

Q5 会費を徴収して活動しても良いのですか？

【A5】

本市として各団体の会費徴収に関して言及できません。助成金だけでは活動資金が不足する場合や活動の拡大を行う場合など必要に応じて会費の徴収を行うことは、団体として総会等で決めるべきものですので、団体内の話し合いが大切だと思います。

Q 6 毎月活動することが困難な場合、助成金の額が減額になることもありますか？

【A 6】

原則月1回の活動を要件としていますが、会員の都合等により活動できない月があった場合でも、実施月数が6月以上となる場合には、助成限度額に変更はありません。

ただし、実施月数が6月未満の場合には、実施月数に応じて助成限度額が変更になりますので、ご注意ください。

Q 7 他の団体から補助金をもらって活動しています。重複して助成金を受けることはできますか？

【A 7】

例えば、サロン活動継続助成事業補助金の交付を受けてサロン活動を実施している団体が、カーシェアリング活動による送迎支援等に取り組むなど、助成対象となる事業内容が重複しない場合には申請することが可能です。

石巻市または石巻市以外の団体から、助成対象事業と同様の内容で他の補助金の交付決定を受けている場合には、重複して交付を受けることはできません。

Q 8 領収書は必要ですか？

【A 8】

事業の目的に合ったお金の使い方がなされているかを確認するために領収書は必要となります。ただし、金額、支払先、品目等の内訳がわかればレシートでも構いません。実績報告時に提出していただきますので、保管をお願いします。

Q 9 活動写真は毎回必要ですか？

【A 9】

事業実施がなされているかの確認のため、実績報告時に活動状況の写真の提出が必要になります。活動が頻繁な場合などは毎回でなくとも構いません。月に1枚程度の枚数の提出をお願いします。

なお、「見守り・声がけ支援」で訪問中の撮影が困難な場合は、訪問に出かける際の写真や、事業打ち合わせ会時の写真でも構いません。

Q 10 手続きが面倒なのですが、郵便での申請はできますか？

【A 10】

助成金の交付には窓口での申請が必要です。助成金の入金をスムーズに行うためにも、記入の仕方や、不明な点等は窓口でご説明しますので、包括ケア推進室または各総合支所保健福祉課へお越しくください。

また、申請書はホームページからダウンロードしてお使いいただくこともできます。